

第三十條を左の如く改む

第一項 年度大會へ定期總會は毎年五月七日組合創立記念日为之を開く

第二項 年度大會へ定期總會は組合員總数の五十分の一以上、臨時大會へ臨時總會は其の百分の一以上の出席者ある事によつて成す。委任表決者は出席者と見做す。但し實際の出席者百五十名八九十名以下ある事を要す

第四項 年度大會へ定期總會は少なくとも會期五ヶ月八ヶ月前、臨時大會へ臨時總會は少なくとも會期一ヶ月前に其期日及議題を組合員總数より組合員に周知せしめる事を要す(書面にて通知するか又は新聞紙を以て公告する事を要す)

第五項を左の如く改む  
左記事項は年度大會へ定期總會又は臨時大會へ臨時總會の承認又は決議を要す(第一号より第五号は旧規約と同じ)

第五項但書の  
但し合同、聯盟又は同盟に關しては緊急を要する場合に限り評議員會の決議により之を實行し(次回の大會へ總會に於て事後承諾を求むる事を得)

(第五号の次に第六号として左の事項を加ふ)

第六号 右の外重要且つ緊急なる時事問題に關する事項

第三十一條を左の如く改む

第一項 臨時大會へ臨時總會は必要に應じ、以下規約と同じ

第二項 船内幹事六十名八十五名以上の請求ありたるときは評議員會の同意を得て臨時大會へ臨時總會を召集する事を得

第三十二條を左の如く改む

六十名八四十名以上の評議員によつて評議員會開催の要求ありたる時は、以下規約と同じ

第四項 評議員會は六十名八四十名以上の本席者及委任表決者によつて成す。委任表決者は出席者と見做す。但し實際の出席者三十名八二十名以上